

新県庁エコプラン〈第5期計画〉

—富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—

令和3年3月
富山県

目 次

第1章 計画策定の背景	1
第2章 第4期計画の取組状況と課題	2
I 第4期計画の概要	2
II 取組状況と課題	2
第3章 第5期計画の基本的事項	6
I 計画の目的	6
II 計画の位置付け	6
III 計画の対象	6
IV 計画期間	6
V 対象とする温室効果ガス	7
VI 削減目標	8
第4章 目標達成に向けた実行すべき取組み	10
I 取組方針	10
II 取組体系	10
III 具体的な取組み	11
1 エコオフィス活動の継続・徹底	11
2 施設・設備等における省エネルギー化の推進	15
3 再生可能エネルギーの積極的な導入	16
第5章 計画の推進	17
I 推進体制	17
II 進捗状況の点検	20
III 職員に対する研修等	21
IV 公表	21
V その他	21

第1章 計画策定の背景

地球温暖化は、通常の事業活動や日常生活により発生する温室効果ガス（二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素など）の大気中濃度が増加することによって地球全体の温度が上昇し、生態系や生活環境に大きな影響を及ぼすものであり、人類の生存基盤に関する重大な問題となっています。

このような状況の下、1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）では、地方公共団体に対し、事務事業により排出される温室効果ガスを抑制するための計画を策定し、公表するとともに、その実施状況及び温室効果ガスの総排出量を公表することが義務付けられています。

また、温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源のCO₂排出量の削減に向けて、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門等における省エネルギーの一層の推進を目的に、2008年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネ法」という。）が改正され、知事部局等や教育委員会、警察が特定事業者として指定され、それぞれエネルギーの管理が義務付けられています。

県では、これまで自らの活動に伴う環境負荷を低減するため、1998年1月に「環境に優しい県庁行動計画（県庁エコプラン）」を策定し、2002年3月には温室効果ガスの削減対策を加えた「新県庁エコプラン—地球温暖化防止のための富山県庁行動計画—（第1期計画）」として見直しています。県では、その後も、新たな目標の設定や取組内容の強化を行い、2007年3月には第2期計画（2007～2010）、2012年1月には第3期計画（2011～2015）、2016年5月には第4期計画（2016～2020）を策定し、県における事務事業に伴うCO₂排出量の削減に取り組んできたところです。

こうした中、2016年5月、COP21で採択された「パリ協定」と「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。この計画では、国内の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%削減することを中期目標と位置付けています。

さらに、2020年3月、県は、（公財）とやま環境財団、県婦人会及び県消費者協会とともに、2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指す「とやまゼロカーボン推進宣言」の共同宣言を行いました。同年10月には、菅首相が所信表明演説で2050年に国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすると宣言するなど、脱炭素化社会の実現に向け、行政も一事業者として主体的に取り組む必要があります。

県としても、こうした国内外の動きを踏まえ、事務事業における地球温暖化対策を着実に進めるため、「新県庁エコプラン〈第5期計画〉—富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—」を策定し、職員が一丸となって、率先して省エネ・省資源・リサイクルに取り組みます。

第2章 第4期計画の取組状況と課題

I 第4期計画の概要

1 計画期間 2016年度から2020年度まで

2 対象機関 県の全ての機関

知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）
指定管理者制度導入施設

3 削減目標 事務事業に伴って排出されるCO₂排出量を2020年度までに

基準年度（2014年度）比で12.5%以上削減

〈参考〉削減目安：各項目について2014年度比で6%以上削減

各項目：電気使用量、庁舎等燃料使用量、公用車燃料使用量、上水使用量、コピー用紙購入量、廃棄物廃棄処分量

II 取組状況と課題

1 CO₂排出量の取組状況等

第4期計画のCO₂排出量の2019年度の実績としては、基準年度の2014年度比で14.8%の削減となり、2020年度の目標の12.5%以上削減を達成する見込みです。

庁舎等燃料の使用に伴うCO₂排出量については、2014年度比で6.3%削減しており、削減目安である6%以上削減を達成しています。

電気の使用に伴うCO₂排出量は、北陸電力(株)の実排出係数の減少により、17.7%削減しているものの、項目別に設定した削減目安（以下「削減目安」という。）である電気使用量の6%以上削減には至らず、むしろ4.4%増加していることから、電気使用量の更なる削減のため、職員による節電対策等のソフト面の取組みを強化するとともに、照明設備のLED化・高効率化や空調設備の高効率化等のハード面の更なる省エネ改修を推進することが必要です。また、施設の新築・増改築時における断熱化・遮熱化等の省エネルギー化が必要です。

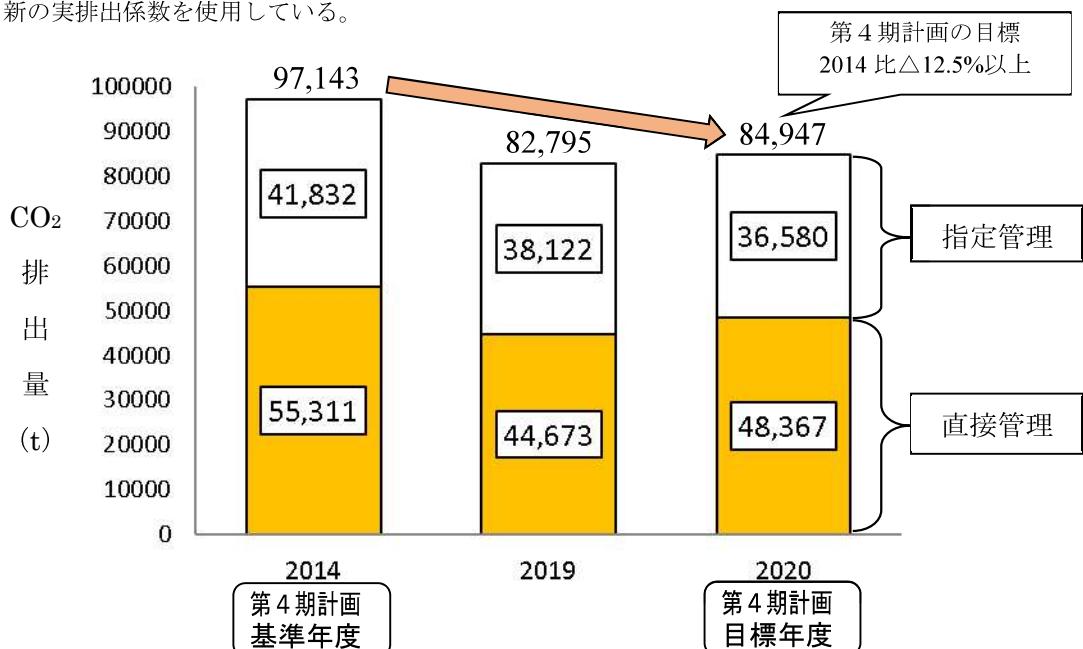
公用車燃料の使用に伴うCO₂排出量は、12.9%削減しており、削減目安である6%以上削減を達成していますが、公用車燃料使用量の継続した削減には、職員ひとり一人のエコドライブ及び燃費管理の徹底のほか、電気自動車に代表される次世代自動車への積極的な更新が必要です。

なお、2019年度のCO₂排出量の構成比は、電気が69%（2014：72%）、次いで庁舎等燃料が26%（2014：24%）、公用車燃料が4.6%（2014：4.5%）の順となっており、CO₂排出量の構成比が大きい電気や庁舎等燃料の使用量を着実に削減する必要があります。

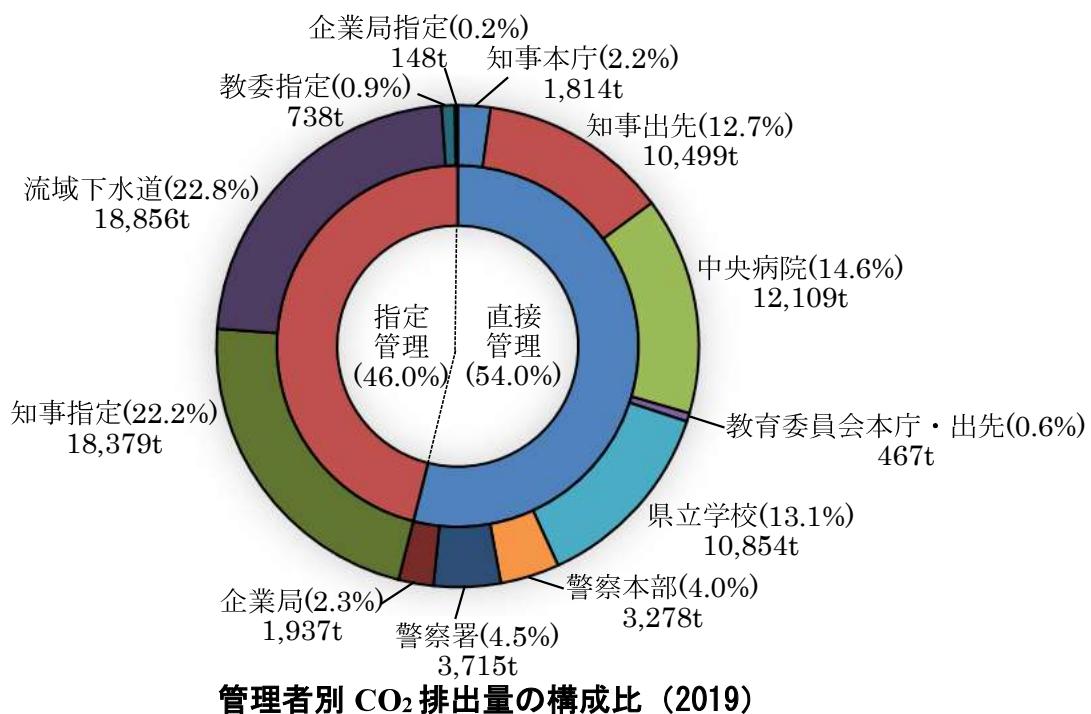
CO₂排出量（電気+庁舎等燃料+公用車燃料）の推移及び削減目標の達成状況

区分	2014 (基準)	2015	2016	2017	2018	2019	削減目標達成状況
CO ₂ 排出量(t)	直接管理	55,311	52,561	54,450	52,694	47,638	44,673
	指定管理	41,832	42,307	43,909	43,816	39,865	38,122
	合計	97,143	94,867	98,359	96,511	87,503	82,795
2014 比増減率	—	△2.3%	1.3%	△0.7%	△9.9%	△14.8%	○

(注) 第4期計画におけるCO₂排出量の算出には、地球温暖化対策推進法施行令（令和元年12月改正）に定める排出係数を使用している。ただし、電気の使用量のCO₂排出量への換算については、国が毎年度公表している最新の実排出係数を使用している。



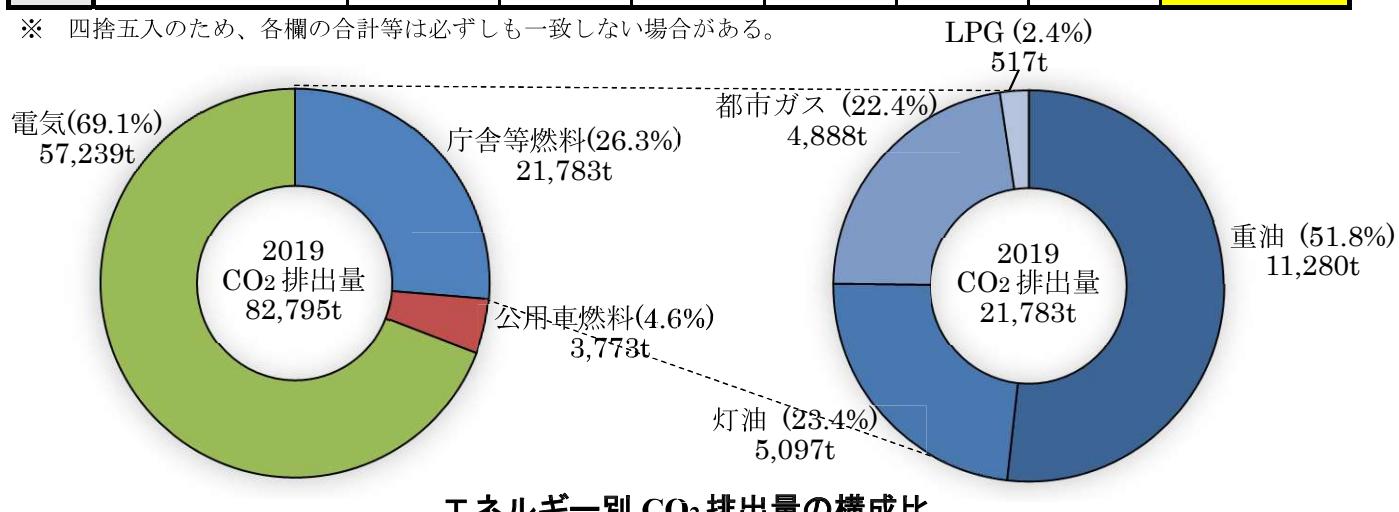
CO₂排出量の推移及び削減目標の達成状況



[参考] エネルギー使用量の推移

項目	2014 (基準)	2015	2016	2017	2018	2019	削減目安 達成状況	
電気	電気使用量 (千 kWh)	107,507	108,961	112,028	115,360	113,519	112,233	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	1.4%	4.2%	7.3%	5.6%	4.4%	×
	CO ₂ 換算 (t)	69,557	68,319	71,698	68,409	61,527	57,239	△15.2%以上
	2014 比増減率	—	△1.8%	3.1%	△ 1.7%	△ 11.5%	△ 17.7%	○
庁舎等燃料	重油使用量 (kℓ)	4,377	4,343	4,256	4,101	4,015	4,162	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 0.8%	△ 2.8%	△ 6.3%	△ 8.3%	△ 4.9%	×
	灯油使用量 (kℓ)	2,626	2,401	2,475	2,609	2,239	2,047	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 8.5%	△ 5.7%	△ 0.6%	△ 14.7%	△ 22.0%	○
	都市ガス使用量 (千 m ³)	1,929	1,853	1,945	2,615	2,292	2,192	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 3.9%	0.8%	35.6%	18.9%	13.7%	×
	LPG 使用量 (千 m ³)	93	87	93	100	93	87	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 6.0%	0.1%	7.3%	△ 0.4%	△ 6.8%	○
公用車燃料	CO ₂ 換算 (t)	23,254	22,401	22,587	24,033	22,122	21,783	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 3.7%	△ 2.9%	3.4%	△ 4.9%	△ 6.3%	○
	ガソリン使用量 (kℓ)	1,405	1,334	1,322	1,293	1,242	1,207	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 5.0%	△ 5.9%	△ 8.0%	△ 11.6%	△ 14.2%	○
	軽油使用量 (kℓ)	414	406	389	413	375	376	△6.0%以上
2014 比増減率	2014 比増減率	—	△ 1.9%	△ 6.1%	△ 0.2%	△ 9.3%	△ 9.0%	○
	CO ₂ 換算 (t)	4,332	4,148	4,075	4,069	3,853	3,773	△6.0%以上
	2014 比増減率	—	△ 4.2%	△ 5.9%	△ 6.1%	△ 11.0%	△ 12.9%	○

※ 四捨五入のため、各欄の合計等は必ずしも一致しない場合がある。



2 省資源等の取組状況

上水使用量の 2019 年度の実績としては、基準年度の 2014 年度比で、11.3%削減しております、削減目安である 6 %以上削減を達成していますが、継続して削減するには、引き続き、職員ひとり一人の日常的な節水の取組みを推進するとともに、施設管理者による消雪設備の適切な維持管理や施設改修時における節水コマや節水型トイレの導入を進める必要があります。

コピー用紙購入量については、ミスコピー紙等の裏面の利用や両面・集約コピー機能、電子メール等の活用により、2014 年度比で 3.1%削減しているものの、削減目安である 6 %以上削減を達成できていないので、WEB 会議システムの積極的な利用やタブレット端末の活用など、全序的なペーパレス化の取組みを一層進める必要があります。

廃棄物廃棄処分量については、不用物品（不燃物）の廃棄処分量の増加等により、2014 年度比で 4.3%増加しているので、不用物品のリサイクル掲示板への掲載や会議・イベントでのワンウェイプラスチック製品の配布自粛、マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の持参の励行などの取組みを一層進める必要があります。

上水使用量、廃棄物廃棄処分量、コピー用紙購入量の推移

項目	2014 (基準)	2015	2016	2017	2018	2019	削減目安 達成状況
上水使用量 (千 m ³)	685	650	666	643	627	607	△6%以上
2014 比 増減率	—	△ 5.1%	△ 2.7%	△ 6.2%	△ 8.5%	△ 11.3%	○
コピー用紙 購入量(千枚)	146,824	145,335	138,363	146,562	143,934	142,258	△6%以上
2014 比 増減率	—	△ 1.0%	△ 5.8%	△ 0.2%	△ 2.0%	△ 3.1%	×
廃棄物廃棄 処分量(t)	1,812	1,896	1,935	1,928	1,947	1,891	△6%以上
2014 比 増減率	—	4.6%	6.8%	6.4%	7.5%	4.3%	×

第3章 第5期計画の基本的事項

I 計画の目的

本計画は、県が自らの事務事業における温室効果ガスの排出削減や環境負荷の低減を図るため、率先的に省エネルギー・省資源等の環境保全活動に取り組むことを目的とします。

II 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として位置付けます。また、省エネ法における県（特定事業者※）のエネルギー使用の合理化に向けた中長期計画等と連携して取り組みます。

※事業者全体のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ/年以上の事業者であり、省エネ法において指定される。

県では、知事部局等、教育委員会、警察が特定事業者として指定されている。

III 計画の対象

1 対象機関

対象機関は、知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局の本庁及び出先機関（県立学校、警察署を含む。）、指定管理者制度導入施設とします。また、計画期間中において新設される施設についてもその対象とします。

2 対象とする事務事業

県が自ら行う事務事業（オフィス活動を含む。）とします。

IV 計画期間

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver1.1」（平成29年3月 環境省総合環境政策局 環境計画課）において、目標年度は2030年度とされていることから、計画期間については2021年度から2030年度までの10年間とします。

ただし、目標の達成に向けた進捗管理を行うために、必要に応じて計画期間内においても内容の見直しを行います。

計画	策定年度	基準年度	期間（年数）
第1期	2001	2000	2002～2006（5年）
第2期	2006	2005	2007～2010（4年）
第3期	2011	2010	2011～2015（5年）
第4期	2016	2014	2016～2020（5年）
第5期	2020	2014	2021～2030（10年）

V 対象とする温室効果ガス

本計画の対象は、温室効果ガスのうち、二酸化炭素（CO₂）が9割以上を占めるため、電気や燃料等の使用に伴うCO₂排出量とします。

[参考] 県内における2017年度の温室効果ガス排出量（速報値）

温室効果ガスの種類	排出量 (千t-CO ₂)	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	11,923 (94.4%)	石油、石炭等化石燃料の燃焼等
メタン (CH ₄)	184 (1.5%)	燃料の燃焼、家畜、農業活動、廃棄物処理等
一酸化二窒素 (N ₂ O)	129 (1.0%)	燃料の燃焼、農業活動、廃棄物処理等
ハンドフルオロカーボン (HFC)	335 (2.7%)	エアゾール製造、カーエアコン・冷蔵庫の冷媒等
ハーフルオロカーボン (PFC)	37 (0.3%)	電子部品等洗浄、半導体製造等
六フッ化硫黄 (SF ₆)	18 (0.1%)	半導体製造、金属鋳造等
合 計	12,627 (100%)	

※ 四捨五入のため、各欄の合計等は必ずしも一致しない場合がある。

・ 温室効果ガス排出量の算定方法

本計画のCO₂排出量への換算については、地球温暖化対策推進法施行令（令和元年12月改正）第3条に定める方法に基づき算定しています。

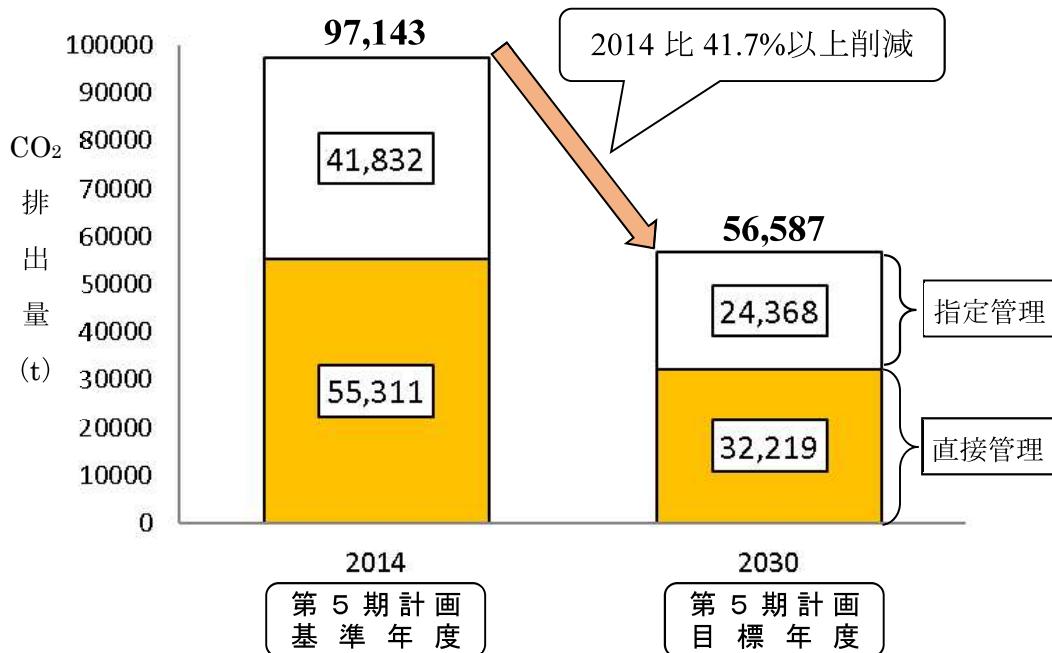
VI 削減目標

1 CO₂排出量の削減目標

CO₂排出量の削減目標については、次のとおりとします。

県庁全体の事務事業に伴うCO₂排出量を
2030年度までに2014年度比※で41.7%以上削減

※「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver 1.1」では、「2030年度に2013年度比で約40%削減を事務事業編の目標とすることが考えられる」とあるが、本県では2014年度から国が毎年公表する最新の実排出係数を採用していることから、基準年度は比較が可能な2014年度とする。



第5期計画における基準年度のCO₂排出量及び削減目標

2 CO₂排出量の削減目標の考え方

省エネ法では、知事部局等や教育委員会、警察が特定事業者に指定され、「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1.0%以上低減」することが求められており、2015年度から2030年度までの16年間で、2014年度比16%以上の削減が必要です。

県では、これを踏まえ、次表のとおり、地球温暖化対策推進法施行令（令和元年12月改正）第3条に定める方法に基づきCO₂排出量の削減目標を算定しています。

なお、電気の排出係数については、第4期計画と同様に、国が毎年度公表する最新の実排出係数を用いることとします。

CO₂排出量の削減目標の算定方法

項目	使用量 (2030/2014)	× 係数	= CO ₂ 排出量 (2030/2014)
電気	16.0%以上削減	2030排出係数 2014排出係数	52.0%以上削減
庁舎等燃料	16.0%以上削減		16.0%以上削減
公用車燃料	16.0%以上削減		16.0%以上削減
計	16.0%以上削減	—	41.7%以上削減

※ 排出係数について

- 電気については、2014排出係数は、環境省が公表している「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）－平成26年度実績－」内の北陸電力(株)の実排出係数 0.647kg-CO₂/kWh を使用し、2030排出係数は、政府が示すエネルギー・ミックスから算出した 0.370kg-CO₂/kWh を使用する。
- 電気以外については、近年変更（根拠：地球温暖化対策推進法施行令）されていないため、2030排出係数を、2014排出係数と同じ値に設定（固定）する。

3 エネルギー使用量等の削減目安

電気、庁舎等燃料、公用車燃料のエネルギー使用量については、省エネ法の「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1.0%以上低減」を踏まえ、各項目の削減目安を次のとおり設定します。

また、県が利用する水道の供給、県が購入する用紙類の製造、県が排出する廃棄物の処理などの過程で発生する温室効果ガスについても削減を図るため、上水の使用量、コピー用紙購入量及び廃棄物廃棄処分量についても同様に削減目安を設定します。

〈個別の削減目安〉

項目	削減目安 (2030/2014)
電気使用量	16.0%以上削減
庁舎等燃料使用量	16.0%以上削減
公用車燃料使用量	16.0%以上削減
上水使用量	16.0%以上削減
コピー用紙購入量	16.0%以上削減
廃棄物廃棄処分量	16.0%以上削減

第4章 目標達成に向けて実行すべき取組み

I 取組方針

県では、これまで、省エネルギー・省資源活動の実践や施設の省エネルギー化を進めてきたところですが、第5期計画の削減目標（CO₂排出量を2030年度までに2014年度比で41.7%以上削減）の達成には、更なる取組みの推進が必要です。

〈取組方針〉

1 エコオフィス活動の継続・徹底

各所属（職員）、庁舎等管理所属は、それぞれの事務事業において、これまで以上に、環境に配慮した取組みの継続・徹底を図ります。

2 施設・設備等の省エネルギー化の推進

庁舎等管理所属は、CO₂排出量の削減余地がある施設・設備の省エネルギー化を推進し、公用車については次世代自動車を積極的に導入します。

3 再生可能エネルギーの積極的な導入

再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、地熱発電）の導入を推進し、環境に配慮した電力調達についても課題の整理と研究を進めます。

II 取組体系

地球温暖化対策の率先行動

取組方針

1 エコオフィス活動の継続・徹底

各所属（職員）、庁舎等管理所属は、それぞれの事務事業において、これまで以上に、環境に配慮した取組みの継続・徹底を図ります。

2 施設・設備等の省エネルギー化の推進

庁舎等管理所属は、CO₂排出量の削減余地がある施設・設備の省エネルギー化を推進し、公用車については次世代自動車を積極的に導入します。

3 再生可能エネルギーの積極的な導入

再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、地熱発電）の導入を推進し、環境に配慮した電力調達についても課題の整理と研究を進めます。

具体的な取組み

(1) 省エネルギー管理体制の強化 (2) 所属（職員）単位での取組み

- ① 電気使用量の削減
- ② 庁舎燃料使用量の削減
- ③ 公用車燃料使用量の削減
- ④ 水使用量の削減
- ⑤ 紙使用量の削減（全庁的なペーパーレス化の推進）
- ⑥ 廃棄物の減量化とリサイクル（ワンウェイプラスチックの使用削減）
- ⑦ グリーン購入の推進

(3) 庁舎等管理所属単位での取組み

- ① 電気使用量の削減
- ② 庁舎燃料使用量の削減
- ③ 公用車燃料使用量の削減
- ④ 水使用量の削減
- ⑤ 廃棄物の減量化とリサイクル

(1) 施設の建設等に関する取組み

(ZEB化の検討、ESCO事業の積極的な実施、BEMSの導入など)

(2) 公用車の導入に関する取組み

(次世代自動車の積極的な導入)

(1) 太陽光発電に関する取組み

(2) 小水力発電に関する取組み

(3) 地熱発電に関する取組み

(4) 環境に配慮した電力調達に向けた課題の整理と研究

III 具体的な取組み

1 エコオフィス活動の継続・徹底

(1) 省エネルギー管理体制の強化

省エネルギー管理体制を強化するための実行すべき取組項目及び内容を示しています。

なお、実施主体が取り組みやすいように、より具体的な例示について、「省エネルギー・省資源活動の具体的な取組事例」にまとめています。(以下の項目も同様)

〔取組項目〕

・ エネルギー使用の総合的な管理

省エネ法に基づく特定事業者毎の取組方針の策定、エネルギー管理標準の整備に取り組むとともに、県庁環境マネジメントシステムの効果的な運用に努めます。

・ エネルギー使用実態の把握強化

各施設の燃料転換、新築・改修予定等のエネルギー使用実態の把握に努めます。

(2) 所属（職員）単位での取組み

所属（職員）単位で実行すべき取組項目及び内容を示しています。

① 電気使用量の削減

〔取組項目〕

・ 照明の適正な使用

始業時間前の部分点灯、休憩時間等の消灯、会議室等の使用後の消灯、間引き消灯に努めます。

・ 事務用機器等の適正な使用・導入

パソコン等の未使用時の電源オフや省電力モードの活用、冷蔵庫の適正使用、電気ポット等の小型家電の適正使用、省エネルギー型機器の導入に努めます。

特に、冷蔵庫については、複数台所有する所属は利用状況を鑑みて集約化を検討し、古い年式の冷蔵庫については、最新の省エネタイプのものへの更新を推進します。また、冷蔵庫の設定温度は季節に応じて適切に調節し、大型連休や年末年始など長期間使用しない場合は、中身を整理した上で電源を切るよう徹底します。

・ 電気設備等の適正な使用

エアコンの運転時間を、休憩時間中や終業時間前の運転停止により、業務に支障のない範囲で短縮するよう努めます。

設定温度は季節に応じて適切に調節します。(該当所属のみ)

エレベーターの使用はやむを得ない場合を除き自粛します。

② 庁舎燃料使用量の削減

〔取組項目〕

- ・ 冷暖房等の使用の適正化等

空調や給湯の適正温度の設定等に努めます。（該当所属のみ）

③ 公用車燃料使用量の削減

〔取組項目〕

- ・ 公用車の適正な使用等

公用車の相乗り、公共交通機関等の利用、次世代自動車等の利用促進等に努めます。

- ・ 環境に配慮した運転

公用車運転時には、エコドライブを実践し、燃料消費量の削減に努めます。

④ 水使用量の削減

〔取組項目〕

- ・ 節水

蛇口のこまめな開閉や食器のため洗いなど、日常的な節水の励行に努めます。

⑤ 紙使用量の削減

〔取組項目〕

- ・ 用紙類の使用削減（全庁的なペーパーレス化の推進）

会議等でのタブレット端末の活用、WEB会議システムの活用、各種申請・届出の電子申請化、文書事務の電子決裁化、電子メールの活用など、事務の電子化により、全庁的なペーパーレス化を推進します。

大量印刷前のサンプルコピーや両面・集約コピー等の印刷機能の活用、会議資料等の適正化、印刷物の発注部数の適正化により、紙使用量の削減に努めます。

- ・ 用紙類の再使用

内部資料を印刷する際には、ミスコピー紙等（機密文書を除く。）の裏面の再使用に努めます。

⑥ 廃棄物の減量化とリサイクル

[取組項目]

・ ワンウェイプラスチックの使用削減

会議等で飲料を提供する際には、ペットボトルではなく紙製容器での提供に努め、必要に応じて、マイボトルでの飲料持参を呼びかけます。

昼食時にはマイ箸やマイスプーンを持参し、プラスチック製のスプーン等を受け取らないよう努めます。

昼食等をテイクアウトする際にはマイバッグを携行し、レジ袋を受け取らないよう努めます。

・ 廃棄物の減量化

使い捨て製品の使用自粛、フラットファイルの両面使用の徹底、不要な冊子等の削減、過剰包装の見直し、リサイクル掲示板を活用した不要物の再利用等に努めます。

・ 廃棄物の分別の徹底

用紙類の分別の徹底、シュレッダーの適正な使用、不燃ごみ等の分別の徹底に努めます。

・ 汚染物質等の排出削減等

事務事業における大気汚染物質、水質汚濁物質等の排出削減や有害物質の適正な保管・処理を徹底します。

⑦ グリーン購入の推進

[取組項目]

・ 「富山県グリーン購入調達方針」に基づく調達

調達総量の抑制、環境に配慮した物品等の選択、環境負荷が低減する物品の使用に努めます。

公用車の購入にあたっては、「富山県グリーン購入調達方針」に適合するかどうか確認するため、環境政策課に事前に協議します。

(3) 庁舎等管理所屬単位での取組み

庁舎や公用車管理所屬単位で実行すべき取組項目及び内容を示しています。

① 電気使用量の削減 [庁舎管理所屬]

[取組項目]

・ 照明の適正な使用

人感センサー付きの照明やプラスイッチの導入推進、間引き消灯等に努めます。

庁舎巡回時に照明の点灯状況を確認し、不要な照明の消灯を徹底します。

・ 電気設備等の適正な使用

エアコンの運転時間を、休憩時間中や終業時間前の運転停止により、業務に支障のない範囲で短縮するよう努めます。

デマンド監視システムの導入促進、ライトアップの時間短縮、温水洗浄便座の温度の適正化、自動販売機の省エネルギー型への転換、空調オフシーズンの自動ドアの開放等に努めます。

② 庁舎燃料使用量の削減 [庁舎管理所屬]

[取組項目]

・ 冷暖房の使用の適正化等

空調の適正温度の設定等に努めます。

③ 公用車燃料使用量の削減 [公用車管理所屬]

[取組項目]

・ 環境に配慮した運転

公用車や船舶・特殊車両の効率的な使用等に努めます。

職員に対し、エコドライブの励行を呼びかけます。

④ 水使用量の削減 [庁舎管理所屬]

[取組項目]

・ 節水

水圧等の調整・点検の実施、節水型機器（節水コマ、トイレ、洗濯機等）の導入、日常的な節水の呼びかけに努めます。

⑤ 廃棄物の減量化とリサイクル【庁舎管理所属】

〔取組項目〕

・ 廃棄物の減量化

職員や販売業者に対し、使い捨て製品の使用抑制や生ごみの削減を呼びかけます。

・ 廃棄物の分別の徹底

販売業者へ空き容器の回収を要請します。

職員に対し、庁舎内で発生したごみの分別ルールの厳守を呼びかけます。

・ 汚染物質等の排出削減

汚染物質や有害物質等の適正な管理・処理を徹底します。

2 施設・設備等における省エネルギー化の推進

施設の建設等、公用車の導入において実行すべき取組項目及び内容を示しています。

(1) 施設の建設等に関する取組み

〔取組項目〕

・ 新築等における省エネルギー化等

新築・改築にあたっては、最新の省エネ設備の導入や断熱化・遮熱化等により、省エネルギー・省資源に配慮した施設となるよう計画段階、設計段階から検討します。なお、施工に当たっては、環境負荷の少ない作業を行います。

施設の改修に合わせて、照明のLED化や高効率化を計画的に進めます。

新築する施設のうち可能なものについては、ZEB化を検討します。

ZEB (Net Zero Energy Building : ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーを創ることで、エネルギー消費量を正味（ネット）でゼロにすることを目指した建物のこと

・ 効果的な省エネ改修の推進

省エネルギー診断結果に基づき費用対効果が高い省エネ改修を優先的に実施します。また、エネルギー消費量の多い施設については、ESCO事業による省エネ改修を検討します。

照明や空調等を制御し、最適なエネルギー管理を行うため、BEMSを積極的に導入します。

ESCO (Energy Service Company : エスコ)事業

省エネルギー改修にかかる経費を改修後の光熱水費の削減分で賄う事業

BEMS (Building and Energy Management System : ビル・エネルギー管理システム)

ITを利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもの

・ 施設周辺の環境整備

屋上緑化や壁面緑化を積極的に実施し、周辺環境等への配慮に努めます。

(2) 公用車の導入に関する取組み

[取組項目]

- ・ 環境に配慮した公用車の導入

電気自動車等の次世代自動車を積極的に導入するとともに、低燃費自動車や排気量の小さい自動車の選択に努めます。

3 再生可能エネルギーの積極的な導入

県有施設への再生可能エネルギー（太陽光発電、小水力発電、地熱発電）の導入や環境に配慮した電力調達について実行すべき取組項目及び内容を示しています。

(1) 太陽光発電に関する取組み

[取組項目]

- ・ 県有施設の新築・改築時における太陽光発電設備の導入等

県有施設の新築・改築にあたっては、太陽光発電設備の導入を計画段階、設計段階から検討の上、推進します。

屋根・土地貸し太陽光発電事業の導入を検討します。

(2) 小水力発電に関する取組み

[取組項目]

- ・ 県有施設への小水力発電設備の導入

農業用水等を利用した小水力発電設備の導入を推進します。

(3) 地熱発電に関する取組み

[取組項目]

- ・ 地熱発電開発に向けた調査の実施

地熱発電開発に向けた調査を継続して実施します。

(4) 環境に配慮した電力調達に向けた課題の整理と研究

[取組項目]

- ・ 県有施設への再生エネルギー由来の電力調達に向けた課題の整理と研究

電力会社が提供する再生エネルギー由来の電力メニューについて、県有施設への導入に向けた課題の整理と研究を進めます。

第5章 計画の推進

I 推進体制

新県庁エコプランについては、環境行政推進会議（会長：副知事）、環境行政推進会議幹事会（座長：生活環境文化部次長（環境担当））を組織し、計画の推進を図ります。

1 推進組織

(1) 環境行政推進会議

副知事を会長、生活環境文化部長を副会長、下記に掲げる者を委員として構成する環境行政推進会議を置く。

〈所掌事務〉

- ・エコプランの推進（実施状況の点検を含む。）に関すること。

〈委 員〉

- ・各部局次長、企業局次長、教育次長、警察本部警務部長

(2) 環境行政推進会議幹事会

環境行政推進会議に、生活環境文化部次長（環境担当）を座長、下記に掲げる者を幹事として構成する幹事会を置く。

〈所掌事務〉

- ・エコプランの推進（実施状況の点検を含む。）についての府内の意見調整に関すること。

〈幹 事〉

・連絡課長等

各部局連絡課長、企画調整室課長（管理担当）、企業局経営管理課長、教育委員会教育企画課長、警察本部警務課長

・関係課長

環境政策課長、自然保護課長、環境保全課長、管財課長、医務課長、都市計画課長、營繕課長、総務会計課長、警察本部会計課長

(3) 推進部会

環境行政推進会議幹事会に、必要に応じて、推進部会を設置する。

〈所掌事務〉

- ・エコプランの推進に係る専門的事項の協議、調査研究に関すること。

2 各部局等における責任者

(1) 連絡幹事

各部局等に連絡幹事を置き、下記に掲げる幹事（連絡課長等）をもって充てる。

〈所掌事務〉

- ・部局等内のエコプラン責任者及びエコプラン庁舎責任者の指導に関すること。
- ・部局等内に目標の未達成その他不適合が発見された場合における是正措置に関すること。
- ・推進状況及び是正措置の環境行政推進会議への報告に関すること。

〈幹 事〉

- ・連絡課長等

各部局連絡課長、企画調整室課長（管理担当）、企業局経営管理課長、
教育委員会教育企画課長、警察本部警務課長

(2) エコプラン庁舎責任者

本庁舎や総合庁舎など、複数の所属が入居する庁舎にエコプラン庁舎責任者を置き、当該庁舎の管理を行う所属のエコプラン責任者をもって充てる。

〈所掌事務〉

- ・庁舎全体で取り組むべき事項に係る庁舎内各所属のエコプラン責任者に対する連絡調整、指導に関すること。
- ・庁舎内に目標の未達成その他不適合が発見された場合における是正措置に関すること。
- ・庁舎全体で取り組むべき事項に係る推進状況及び是正措置の連絡幹事への報告に関すること。

(3) エコプラン責任者

各所属にエコプラン責任者を置き、所属長をもって充てる。

〈所掌事務〉

- ・所属内における取組みの指導に関すること。
- ・所属内に目標の未達成その他不適合が発見された場合における是正措置に関すること。
- ・推進状況及び是正措置の連絡幹事への報告に関すること。

(4) エコプラン推進員

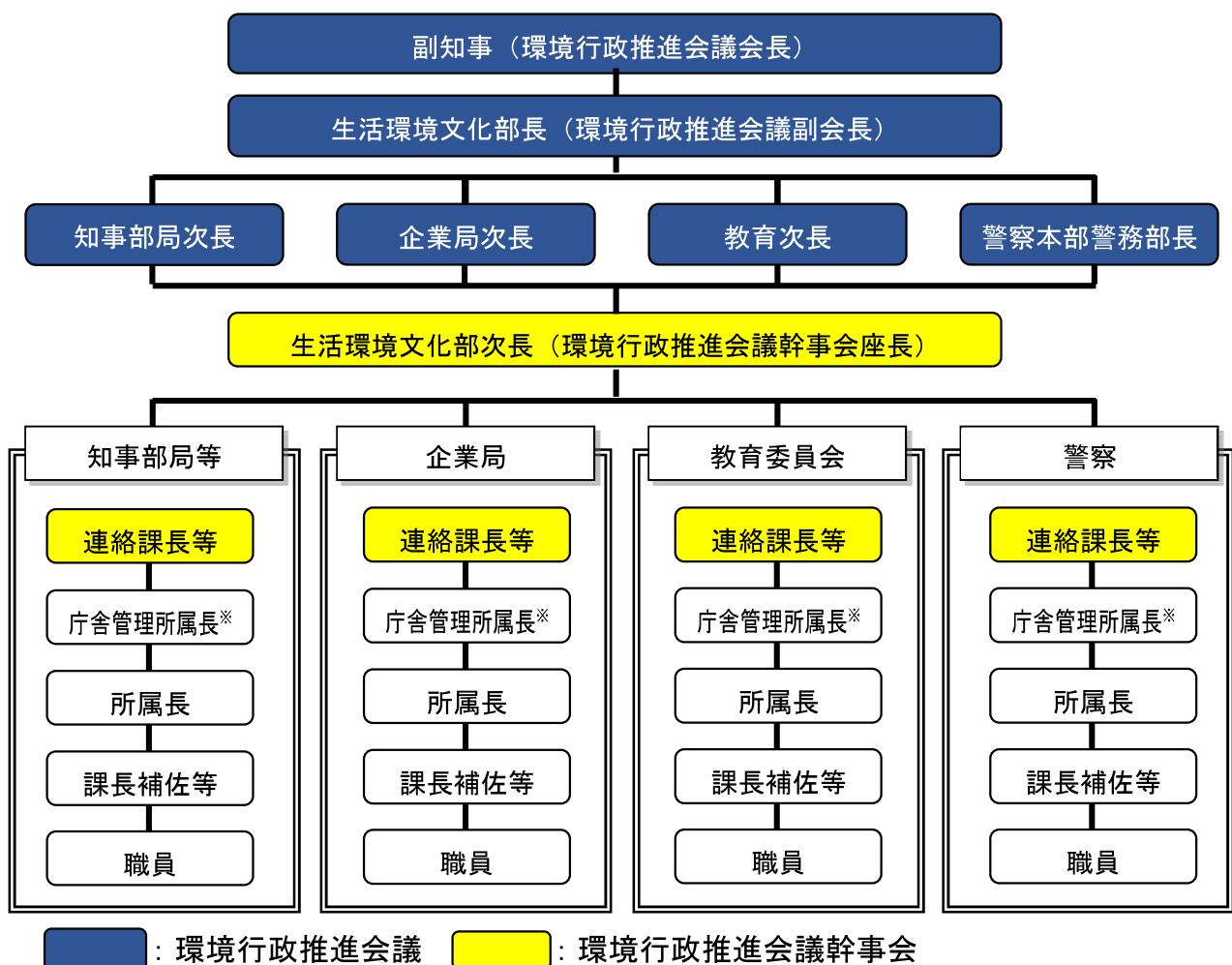
各所属のエコプラン責任者の下にエコプラン推進員を置き、下記に掲げる者をもって充てる。

〈所掌事務〉

- ・具体的な取組みについての職員の指導に関すること。
- ・推進状況の取りまとめに関すること。

〈エコプラン推進員〉

- ・本庁各所属の庶務担当課長補佐
- ・出先機関の庶務担当課長又は庁舎管理担当課長
- ・県立学校の事務長又は事務部長
- ・上記に該当する職がない所属にあっては、エコプラン責任者が指名する者



*本庁舎や総合庁舎など、複数の所属が入居する庁舎の場合

新県庁エコプランの推進体制

II 進捗状況の点検

県庁環境マネジメントシステムに基づき、P D C Aサイクルの運用により進行管理を行い、継続的な環境負荷の低減を推進します。

エコプラン推進員とエコプラン責任者（またはエコプラン専門責任者）は、県庁環境マネジメント集計システムにより、毎月（翌月末締め）、電気使用量等の状況を報告します。環境行政推進会議事務局（環境政策課）は、年度結果を環境行政推進会議に報告します。

環境行政推進会議は、各部局等の推進状況と是正措置を点検・評価し、必要な取組みについて指示を行うとともに、推進状況を公表します。

〈進捗状況の点検の流れ〉



III 職員に対する研修等

- 職員の環境保全活動の促進を図るため、施設の省エネ手法等に関する研修を実施します。
- 職員ひとり一人の省エネ意識の向上のため、エコオフィスチェック活動自己点検を年2回程度実施します。
- 環境月間（6月）等の環境関連月間等を中心に、庁内掲示板等を通じて省エネルギー・省資源の取組みを周知します。
- 職員による省エネルギー・省資源の取組状況を把握するとともに、職員からの省エネルギー・省資源のアイデアを募集します。

〈環境関連月間等〉

- 環境月間（6月）、3R推進月間（10月）、省エネルギー月間（2月）
- 省エネルギーの日（毎月1日）

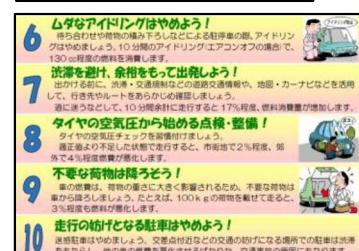
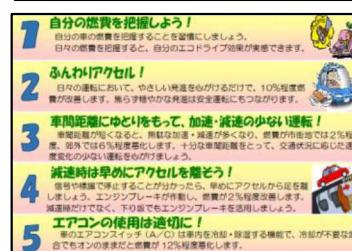
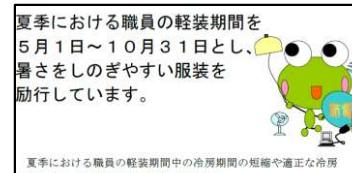
〈環境保全活動の呼びかけ（例）〉

- 夏季のクールビズの呼びかけ
- ノーマイカー運動の呼びかけ
- エコドライブの呼びかけ
- 電気使用量の削減の呼びかけ
- 定時退庁日の呼びかけ

「スッキリカエル。」の日

～ ゆとり・ふれあいDAY～

（毎週水、金曜日）



IV 公表

毎年度1回、計画の進捗状況を環境白書及びホームページ等により公表します。

V その他

県の関係団体や市町村に対しても、県と同様の取組みがなされるよう、計画を周知するとともに、適切な助言等に努めます。

**新県庁エコプラン〈第5期計画〉
—富山県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）—**

第1期計画 2002年3月策定
第2期計画 2007年3月策定
第3期計画 2012年1月策定
第4期計画 2016年5月策定
第5期計画 2021年3月策定

問合せ先：富山県生活環境文化部環境政策課
TEL 076-444-3141
FAX 076-444-3480